

規約

『CHIInano2018』は、主催：NANOPOLIS(Nanopolis Suzhou)、共催：CAS(Chinese Academy of Sciences)、江蘇省人民政府、蘇州工業園区が開催するものである。

1. 契約の成立

出展者は、出展申込書により主催者と直接契約することになります。その契約は、出展申込書がnano tech実行委員会事務局を介し、主催者が受領した時点で成立するものとします。

2. 小間の転貸などの禁止

出展者は、自社の小間を主催者の承諾なしに転貸、売買、交換あるいは譲渡することはできないものとします。

3. 共同出展者の取扱い

2社以上の申込者が共同で出展する場合、1社が代表して申し込み、共同出展する社名などを申し込み時に主催者へ通知するものとします。

4. 出展物の設置及び撤去

出展者は、主催者の定めるスケジュールに沿って小間内の装飾、及び出展物の搬入出を行わなければならないものとします。
会期中の出展物の搬入・移動・搬出の必要が発生した場合は、主催者の承認を得た後、作業を行うこととします。

5. 展示場の使用

宣伝・営業活動はすべて展示小間の中に限られるものとします。
各出展者は、宣伝活動のために小間近辺の通路が混雑することのないよう責任を持つものとします。
装飾物などいかなるものも、割り当てられた面積の範囲を越えてはならないものとします。
主催者はその音、操作方法、材料またはその他の理由から問題があると思われる装飾物・展示物など、展示会の目的に沿わないすべての行為を禁止又は撤去する権限を有するものとします。
上記の制限または撤去が行われた場合、主催者は出展者に対しいかなる返金、またはその他の関連費用負担の責を負わないものとします。

6. 出展物の管理と免責

主催者は、展示会場の管理・保全について事故防止に最善の注意を払いますが、あらゆる原因から生ずる各出展物の損失または損害についてその責任を負いません。

7. 保証条項

出展者は主催者に対し、展示会の出品品またはこれに関連する出品品についての印刷物その他の媒体が、第三者の商標権、意匠権、特許権、実用新案権その他の知的財産権を侵害するものでないことを保証するものとします。

8. 出展者の義務

- (1) 出展者は主催者に対し、自己の展示会の出展に関係する行為が、第三者の商標権、意匠権、特許権、実用新案権その他の知的財産権を侵害しているとの主張があった場合、すみやかにその責任において第三者との紛議を解決し、展示会の正常かつ円滑な進行を妨げない義務を負うものとします。
- (2) 団体出展の場合の責任者も、当該団体の構成員である出展者に対する第三者からの知的財産権侵害のクレームについて、前項と同様の義務を負うものとします。

9. 損害賠償

- (1) 出展者は、自己またはその代理人の不注意その他によって生じた、会場設備または展示会の建造物、もしくは人身等に対する一切の損失についての責任を負うものとします。
- (2) 出展者は主催者に対し、以下の場合にはその請求に起因する訴訟から生じた訴訟費用、債務（弁護士報酬を含む）、必要経費および損害賠償について主催者に補償する義務を負うことに同意するものとします。
 - ① 出展者の展示会の出展に関係する行為が、第三者の商標権、意匠権、特許権、実用新案権その他の知的財産権を侵害しているとの主張に基づき、主催者に対して訴訟が提起された場合（出展者とともに被告とされた場合を含む）。
 - ② ①の訴訟において、主催者が判決、または裁判上もしくは裁判外の和解において損害賠償義務を負うことになった場合（和解について、主催者は出展者の意思に拘束されないものとします）。

10. 小間位置の決定

出展企業の小間位置は、出展内容、会場仕様等を勘案し、主催者が決定いたします。出展状況の変動による会場レイアウトの変更などは主催者に一任されるものとします。（小間位置の不服を理由とする出展の取消はできません。）

11. 展示会の中止

主催者は、展示会が開催される土地建物が入場に不適当となった場合、または正当な不可抗力原因により開催が妨害された場合は、その自身の判断によって会期を変更、もしくは開催を中止することがあります。主催者はこれによって生ずる損害、費用の増加、その他出展者に生じた不利益な事態については責任を負わないものとします。

12. 出展料金支払い方法

出展者は、nano tech実行委員会事務局が発行する請求書に基づき、請求書記載の期日までに指定口座に出展料を円建てで支払うものとします。また、付随するオプション代金については、主催者が発行する請求書に基づき、直接主催者にドル建てで支払うものとします。いずれも約束手形・小切手等の取扱いはいいたしません。なお、振込手数料は、出展者負担とさせていただきます。

13. 出展の変更または解約について

本申込み手続き後の取消は原則として出来ません。
但し、事務局で止むを得ないと判断した場合は取消を認め、以下の基準で解約料をお支払いいただけます。なお、解約のお申し出は書面によるものとし、書面が事務局に届いた日を基準として解約料は決定されます。

14. 査証の取得

出展者が、中華人民共和国の査証取得を必要とする場合は、招聘保証書・招聘理由書を含む必要書類は出展者の責任において作成、手続きを行うものとします。事務局は原則として中華人民共和国が定める書式の招聘保証書・招聘理由書を出展者に対して発行しないものとします。
また、中華人民共和国大使館または領事館から査証が発給されず、出展希望者が出展できなかったことによる一切の損害について、事務局は何らの責任を負いません。

15. 規定の遵守

出展者は、主催者の定める一連の規約を遵守することに同意するものとします。
※ご不明点がございましたら、事務局までお問合せください。

16. 規約の変更と追加

出展者は、この規約に定められていない事項、またはこの規約の条項について疑義が生じた場合は、主催者の決定に従うものとします。主催者は、各年度の出展者に通知の上、この規約を改訂あるいは追補できる権利を有するものとします。